

議案質疑あれこれ

1 教育施設整備基金条例について

問 条例の対象となるものは。

答 小中学校、給食センター、社会教育センター、学習等供用施設、スカイプールである。

問 解体修理、備品も含まれるか。

答 新築増改築問わず建設については施設整備としてなされるものについては備品購入等も対象となる。

問 建築費の何パーセントを積み立てるのか。

答 10%以上は基金として積み立てる。

2 産休代替職員の社会福祉士は決まったか、見つからなかった場合の対応は。

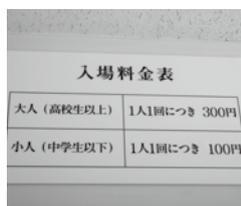
答 新聞折り込みや福祉サイト、派遣4社に問い合わせ中だが、いまだに応募はない。保健師や主任介護支援専門員など、代替の派遣職員も検討している。

3 公共下水道事業特別会計補正予算について、県補助金、基準日が平成26年であるが、なぜ28年度の減額なのか。

答 県より認定対象範囲の変更通知があり、平成28年度は、平成26年度末時点での下水道普及率を認定対象とすることとなったためである。

4 社会教育センターやプール等の施設を利用する場合、定時制高校やインターネットで教育を受けている者の身分の取り扱いは。

答 学校教育法で定められている学校に在学する生徒は、すべて学生に該当する。



▲プール



▲マンホール



▲保健センター

審議結果

| | |
|-------------------------|------------|
| 工事請負契約の締結 (下水道工事その2) | 全員賛成 可決 |
| 工事請負契約の締結 (下水道工事その3) | 全員賛成 可決 |
| 教育施設整備基金 条例の制定 | 全員賛成 可決 |
| 職員の配偶者同行休業に 関する条例の改正 | 全員賛成 可決 |

| | |
|--|------------|
| 社会教育センターの設置及び 管理に関する条例及びプールの設置及び 管理に関する条例の改正 | 全員賛成 可決 |
| 道路占用料条例の改正 | 全員賛成 可決 |
| 平成28年度一般会計補正予算(第1号) | 全員賛成 可決 |
| 平成28年度介護保険 特別会計補正予算(第1号) | 全員賛成 可決 |
| 平成28年度公共下水道事業 特別会計補正予算(第1号) | 全員賛成 可決 |

(採決には議長は加わりません)

報告:平成27年度繰越明許費繰越計算書

繰越明許費とは、年度内に支出が終了しない見込みの経費で、あらかじめ議会の議決を経て翌年度に繰り越し使用できるもの。